

# 常勤理事の報酬等規程

## 第1章 総 則

(総 則)

第1条 この規程は、定款第29条に基づき、総会の決議により、常勤理事の報酬、通勤手当及び退職慰労金の支給に関し必要な事項を定めるものであり、この規程を変更するときも同様とする。

## 第2章 報酬、通勤手当

(報酬)

第2条 常勤理事の報酬は、下記の年額を支給することができる。

専務理事 8,000千円

- 2 新たに常勤理事となった者には、その日から支給する。
- 3 常勤理事が離職したときは、その日まで支給する。
- 4 常勤理事が死亡したときは、死亡日の属する月の報酬額の全額を支給する。
- 5 第2項及び第3項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外は、その報酬額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(通勤手当)

第3条 常勤理事には、報酬とは別に通勤手当を支給する。

- 2 常勤理事が通勤のため公共の交通機関を利用し、交通費を負担するとき別表により支給する。

## 第3章 退職慰労金

(退職慰労金)

第4条 常勤理事が退職した場合には、この規程の定めるところにより退職慰労金を支給する。

- 2 退職慰労金は、法令によりその退職慰労金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職慰労金の額)

第5条 退職慰労金の額は、年俸の1/17の額に1年につき3.0ヶ月を乗じて得た額とする。ただし、1ヵ月未満のものは1ヵ月に切り上げることを上限として理事会の決議により支給することができる。

(在職期間の計算)

第6条 在職期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月と計算するものとする。

2 常勤理事が満 65 歳に達した日の翌日以降の在職期間については、在職期間の計算から除外する。

(退職慰労金の返納)

第 7 条 退職した常勤理事に対し退職慰労金を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、その支給した退職慰労金の全部又は一部を返納させることができる。

(端数の処理)

第 8 条 この規程の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げる。

#### 第 4 章 補 則

(施行細則)

第 9 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成 29 年 5 月 29 日から実施する。

別表

通勤手当支給額表

交通費負担額（交通機関の 6 ヶ月定期券相当の 6 分の 1 の額）	支 給 額
55, 000 円未満	交通機関 6 ヶ月定期券相当額
55, 000 円以上	月額 55, 000 円を限度とし、その 6 倍の額

(注) 6 ヶ月定期が発売されていない場合は、最長期間の定期券相当額を月数で除した額とする。